（登録検査等事業者等規則の一部改正）

**第四条**　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次<br>［第一章～第四章　略］<br>第五章　雑則（第二十三条）<br>附則<br>［削る］ | 目次<br>［第一章～第四章　同上］<br>第五章　雑則（第二十三条・第二十四条）<br>附則<br>（電磁的方法により記録することができる提出書類）<br>**第二十四条**　次の各号に掲げる書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し、提出することができる。<br>一　第二条第二項及び第五項又は第三条第二項に規定する書類<br>二　第五条第一項又は第三項の規定に基づき提出する書類<br>三　第六条第一項の規定に基づき提出する書類<br>四　第七条第一項の規定に基づき提出する書類<br>五　第八条の規定に基づき提出する書類<br>六　第九条第二項及び第五項に規定する書類<br>七　第十一条第一項又は第三項の規定に基づき提出する書類<br>八　第十二条第一項の規定に基づき提出する書類<br>九　第十三条第一項の規定に基づき提出する書類<br>十　第十四条の規定に基づき提出する書類 |
| **別表第五号**　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第一項関係）<br>［第一　略］<br>第二　法第六十条の時計及び備付書類<br>［一　略］<br>二　無線局免許状の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあっては、掲示）<br>［三・四　略］<br>［第三　略］ | **別表第五号**　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第一項関係）<br>［第一　同上］<br>第二　［同上］<br>［一　同上］<br>二　無線局免許状の備付け及び掲示<br>［三・四　同上］<br>［第三　同上］ |
| **別表第七号**　登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）<br>［第一　略］<br>第二　法第六十条の時計及び備付書類 | **別表第七号**　登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）<br>［第一　同上］<br>第二　法第六十条の時計及び備付書類 |

| 点検の種別 | 点検の項目 |
| --- | --- |
| ［一　略］ | |

| 点検の種別 | 点検の項目 |
| --- | --- |
| ［一　同上］ | |